

★ 広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例等の施行期日を定める規則（規則第五十八号）（都市環境整備課）

広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和五年広島県条例第二十一号）、広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（令和五年広島県条例第二十三号）附則第一項第二号に掲げる規定、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（令和五年広島県条例第二十六号）附則第二号に掲げる規定及び広島県土砂の適正処理に関する条例及び広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（令和五年広島県条例第二十九号）の施行期日は、令和五年九月二十八日とした。